

平成 2 9 年

寒河江市農業委員会第 2 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第2回総会

日時 平成29年2月27日(月) 午前9時00分  
会場 寒河江市立図書館 会議室

出席委員

1番 加藤友康	2番 菊地ひとみ	3番 土田彦雄
4番 猪倉通文	5番 黒田祐一	6番 影沢政俊
7番 土屋喜久夫	8番 菊地弘美	9番 石山邦一
10番 大泉邦彦	11番 眞木早百合	12番 相原稔
13番 小野義和	14番 佐藤義広	15番 奥山眞治
16番 菅井孝一	17番 鈴木久一	18番 柏倉吉美
19番 渡辺宏	20番 木村三紀	

事務局

事務局長補佐 佐藤利美	総務主査 佐藤陽一
総務係長 高子英晴	農地係長 村上千尋
農地係主事 国井茂伸	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第6号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第9号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時15分

木村議長                 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第2回総会を開催いたします。よろしくお願ひします。

それではまず、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数20名中出席委員20名で、在任委員の全員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長                 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長                 それでは、2番・菊地ひとみ委員、3番・土田彦雄委員にお願いします。

木村議長                 次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長                 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。事務局。

(報告事項朗読)

木村議長                 ただいまの報告について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長                 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

(「特にありません」の声あり)

木村議長

では早速、議事に入ります。

議第6号から農地法関連の議案について上程します。

- (1) 議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第9号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第6号から議第9号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限についてですが、議第9号「農用地利用集積計画書の審議について」、8番・菊地弘美委員、14番・佐藤義広委員、19番・渡辺宏委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理者、よろしくお願ひします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。19番、渡辺です。

去る2月20日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として農地法第4条案件1件、第5条案件1件を実施し、審査いたしました。

議第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位3番、駐車場用敷地及び議第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位9番、分譲宅地との案件であります。現地は市役所からもほど近く、郵便局やコンビニも近くにあり、利便性のよい場

所であります。第4条申請人の所有アパートの駐車場の場所をつけ替えし、旧駐車場の場所を併用地として第5条で宅地分譲をするものであります。用途地域内でもあり、特に問題はないと判断してきました。

なお、その他申請されました案件については、全て異議なしとされたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上であります。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については40分程度としまして、10時までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時57分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井孝一委員、お願いします。菅井委員。

菅井委員

はい、議長。16番、菅井です。

「農地法第3条の規定による許可処分について」、7ページをお開きください。

(議案書順位 4 番朗読)

この件に関しまして、2月19日に小野委員と現地を確認してまいりました。現地は寒河江工業高校の、ツクイデイサービスセンターの裏手になりまして、周辺一帯がもう開発され、残った自作地に隣接する土地を代替地として購入するものであります。地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位 5 番朗読)

これも19日に小野委員と現地を確認してまいりました。現地は南部の陽だまり公園の近くでありまして、周辺は既に住宅に囲まれ、その中に譲渡人のサクランボの園地があり、その隣接する土地を求めるとのこと、これも何ら問題はないと思います。また、地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位 7 番朗読)

この件に関しましても、2月19日に小野委員と現地を確認してまいりました。現地は旧寒河江自動車学校の高速道路側で、申請事由のとおり経営規模の拡大ということで、問題はないと思われま。この土地をもって野菜を栽培するということでもありますので、何ら問題はないと思います。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、鈴木久一委員、お願いします。

鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。17番、鈴木です。  
同じく7ページをごらんください。

(議案書順位8番朗読)

この件につきまして、2月17日、加藤委員と現地を確認してまいりました。場所につきましては日田の集落から最上川の堤防まで広がる水田地帯でありまして、その一角となっております。従来どおり、土地の集積事業はありまして、■■■■さんの所有する田んぼを■■■■さんが集積の関係でつくっていたんだということもありまして、今回それが所有権となるという案件であります。現場を確認してまいりましたが、これからも水田として利用するという計画もありますし、何ら問題はないのではないかとか加藤委員と見てまいりました。地区審査でも問題はありませんでした。  
以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、大泉邦彦委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。10番、大泉です。  
7ページをごらんください。

(議案書順位3番朗読)

この件に関しまして、2月18日、奥山眞治委員と確認してまいりました。場所は長生園から平塩橋を渡って50メー

トルくらい行ったところの右手で、住宅の点在中です。

譲受人の自宅の隣の畑で野菜をつくるということで、後継者もおりますし、何ら問題はないと確認してまいりました。

また、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、相原稔委員、お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。12番、相原稔です。

報告します。同じく7ページです。

(議案書順位6番朗読)

この件につきまして、2月19日、猪倉委員と現地を確認してまいりました。現地は日和田の集落がその裏山と接する際にあり、10メートル掛ける10メートルほどの小規模な畑です。所有者の親族がこの地区を離れて久しくたっておりまして、■■■■さんも耕作することが困難となっております。

知人でもあり近くに住む■■■■氏に買い取ってもらうことになったとのことでした。現場を見る限り、周辺の農地への影響もないものと判断しました。また、地区審査においても異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。



事務局（農地係長） はい、議長。

順位3番から順位8番は、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第6号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、菅井孝一委員、お願いします。菅井委員。

菅井委員

はい、議長。16番、菅井です。

「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議につ

いて」、9ページをお開きください。

(議案書順位3番朗読)

この件に関しまして、2月20日、事前調査会のメンバーで現地を確認してまいりました。現地は農地法第5条の順位9番の案件に関連するものであり、申請人の土地が宅地分譲されるため、残った自分の土地をアパートの駐車場にしたいというものであります。また、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地係長)

はい、議長。

順位3番は、駐車場用敷地への転用となっております。申請地は土地計画区域内の用途地域ですので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可であり、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長 次に、議第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、菅井孝一委員、お願いします。菅井委員。

菅井委員 はい、議長。16番、菅井です。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、11ページをお開きください。

(議案書順位6番朗読)

この案件に関しまして、2月19日に小野委員と現地を確認してまいりました。現地は船橋公園の近くで、土地区画整理地内であり、周辺は既に住宅地となっているため、周辺に与える影響はないと思います。また、地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位7番朗読)

現地は田村クリニックの近くの土地で、住宅が立ち並んで

いるところであります。譲受人は近隣の団地に住んでいますが、子供の成長により部屋数が足りなくて困っていたところ、土地を譲っていただけることになり、専用住宅を建築したいとのことで、何ら問題はないと思います。地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位 8 番朗読)

この件に関しましても、2月19日に小野委員と現地を確認してまいりました。現地は中央2丁目、西根の南部児童公園というのがありまして、そのちょうど裏側になるところであります。既に住宅が立ち並んでおり、周辺に与える影響もないと思います。地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位 9 番朗読)

この件に関しまして、2月20日に事前調査会のメンバーで現地を確認してまいりました。現地は中央通りの阿部精肉店から西根方面へ向かってすぐ左側です。譲渡人が高齢のため農作業ができないということで、この株式会社建託アベが譲り受け、都市計画区域内の休耕されている土地を宅地分譲として有効活用するとのことで、何ら問題はないと思います。地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位 10 番朗読)

この件に関しましても、2月19日、小野委員と現地を確認してまいりました。現地は市営住宅高田団地の近くにあり、譲受人は現在借家住まいをしているというわけですが、適地が見つかり資金調達のめどもついたということで、土地

を購入して住宅を建築したいとのことであります。周辺は住宅が建ち並んでおり、周辺に与える影響もないと思います。

また、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長） はい、議長。

順位6番及び9番は、宅地分譲用敷地となっております。

また、順位7番、8番及び10番は、住宅建築用敷地への転用となっております。申請地はいずれも都市計画区域内の用途地域で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長 次に、議第9号「農用地利用集積計画書の審議について」、8番、菊地弘美委員、14番、佐藤義広委員、19番、渡辺宏委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(菊地弘美委員、佐藤義広委員、渡辺宏委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井孝一委員、お願いします。  
菅井委員。

菅井委員 はい、議長。16番、菅井です。

議第9号「農用地利用集積計画書の審議について」、最後のページをごらんください。

(議案書朗読)

続きまして、別冊の農地中間管理事業をごらんください。

(議案書朗読)

続きまして、最後のページの2月集積計画集計表をごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者または中核農家であり、地区審査では異議はございませんでした。

また、中間管理事業においては、いずれの農地も農業振興地域内であり、地域の担い手等に貸し出す農地に適していると判断いたしました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、西根・三泉地区、鈴木久一委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。17番、鈴木です。

別綴の農地中間管理事業の冊子をごらんください。

(議案書朗読)

最後のページをごらんください。2月集積計画集計表であります。

(議案書朗読)

一番下にありますように、今申し上げました集計表の中で、全て中間管理事業に結びついた内容になっております。いずれにつきましても認定農業者あるいは地区の担い手農家に貸し付ける予定でありますので、地区審査でも何ら異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、大泉邦彦委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。10番、大泉です。  
4ページをごらんください。

(議案書朗読)

最後の集計表をごらんください。

(議案書朗読)

いずれも中間管理事業に貸し出すもので、認定農家、中核農家に集積するもので、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、相原稔委員、お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。12番、相原です。  
農用地利用集積計画書14ページをごらんください。

(議案書朗読)

続いて、別綴の1ページをごらんください。

(議案書朗読)



最終ページの集計表をごらんください。

(議案書朗読)

前半の利用集積計画についてはいずれも認定農業者であり、地区審査では異議ありませんでした。また、中間管理事業においては、いずれの農地も農業振興地域内にあり、地区の担い手等に貸し出す農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、白岩地区、菊地ひとみ委員、お願いします。菊地委員。

菊地委員

はい、議長。2番、菊地です。

別冊の4ページをお開きください。

(議案書朗読)

一番最後のページの集計表をお開きください。

(議案書朗読)

中間管理事業案件につきましては、いずれも農業振興地域内にありまして、地域の担い手などに貸し出すために農地中間管理機構が集積する農地に適していると判断しました。また、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長）

はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第9号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第9号は原案のとおり議決されました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（菊地弘美委員、佐藤義広委員、渡辺宏委員、入室）

木村議長

関係委員に申し上げます。議第9号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されまし

た。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前10時33分

平成29年2月27日

第2回総会 議長.....

議事録署名委員 2番委員.....

議事録署名委員 3番委員.....